

# DB CO-OP 機密保持契約書

デジタルビジネス協同組合（以下甲という）と（以下乙という）は、甲乙間の組合事業に関する協議・折衝・取引等（以下本協議等という）の過程で相互に相手方より知得した情報の機密保持に関し、以下の通り契約を締結する

## 第1条 機密情報の定義

1. 本契約において「機密情報」とは、次の各号の一に該当する情報をいう
  - (1) 本協議等の過程で書面またはその他の有形な媒体により相手方から開示された情報で、開示情報が秘密情報である旨の表示がかかる媒体上に為されているもの
  - (2) 本協議等の過程で書面またはその他の有形な媒体以外の方法で相手方から開示された情報で、開示情報が秘密情報である旨の告知が開示の時点で行われ、かつ開示後30日以内に秘密情報である旨の表示が為された媒体に記録された状態で被開示者に提供されたもの。
  - (3) 甲乙がそれを秘密情報とすることに合意した本協議等の事実・内容で、それが秘密情報である旨が表示され、かつ甲乙双方が署名した書面またはその他の有形な媒体に表示されたもの。
2. 前項のうち、次の各号の一に該当する情報については、「機密情報」より除外するものとする。
  - (1) 開示者より知得する時点で被開示者がすでに保有していた情報。
  - (2) 開示者より知得する時点で既に公知である情報、もしくはその後被開示者の責によらず公知となった情報。
  - (3) 第三者より機密保持義務を負わされることなく被開示者が入手した情報。
  - (4) 機密情報を利用することなく、被開示者が独自に開発した情報。
  - (5) 法令により被開示者が開示義務を課される情報。

## 第2条 機密の保持

1. 甲乙は、「機密情報」を相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に開示・漏洩してはならない。
2. 甲乙は、「機密情報」を相手方の書面による事前の承諾なしに専ら自己または第三者のために使用してはならない。

## 第3条 機密情報の管理

甲乙の社内における「機密情報」開示の範囲は、本協議等およびこれに基づく甲乙間の取引を進めるために必要な最小限の役員および従業員に限定するものとする。また、甲乙は自己の機密情報におけるのと同様の注意義務をもって「機密情報」を管理するものとする。

## 第4条 複製禁止

甲乙は、相手方の書面による事前の承諾なしに「機密情報」を複製してはならない。

## 第5条 権利

1. 本契約は、「機密情報」についての甲乙各自が有する著作権等の無体財産権または所有権の移転または使用許諾等を定めるものではない。
2. 本契約は、本契約に明記されているもの以外の権利、義務を甲または乙に発生させるものではなく、また、何らかの提携関係を甲乙間に発生させるものではない。
3. 甲乙は、相手方に開示する「機密情報」の正確性・完全性・適用性・有用性等およびこれを相手方が利用した結果を保証するものではない。

## 第6条 資料等の返還

甲乙は、「機密情報」が不要になったときまたは相手方より請求のあったときは、その複製物も含め、直ちにこれを相手方に返還するかまたは責任をもってこれを完全に廃棄しなければならない。

## 第7条 期間

本契約の有効期間は、締結日からとし、それぞれの事業における本協議等終了後5年経過した時までとする。

## 第8条 合意管轄

本契約に関する一切の紛争・請求については、東京地方裁判所をもって第一審の専属合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲：東京都千代田区神田錦町3-21

デジタルビジネス協同組合

代表理事 勝田芳史

乙：